

変更届の添付書類

- ・提出部数 2部 (1部は原本、1部は複写可。)
- ・郵送で提出する場合は、切手を貼った封筒を同封してください。また、許可証の原本を郵送する場合は、簡易書留で返送いたしますので、簡易書留料を含む切手を貼った封筒を同封してください。

	変更事由	添付書類
個人 共通	車両	①増車した車両の写真 ・前面からの写真(車両ナンバーが確認できる写真) ・側面からの写真(車両の側面が全部入った写真) ・側面の写真において、表示義務の文字が読み取れない場合は、表示義務の拡大写真 ②増車した車両の車検証の写し ③他人名義の車両の場合は施設使用承諾書の原本又は賃貸借契約書の写し
	船舶	①増船した船舶の写真 ・斜め前方からの写真(船舶の名前が確認できる写真) ・横からの写真(表示義務がわかる写真) ・側面の写真において、表示義務の文字が読み取れない場合は、表示義務の拡大写真 ②増船した船舶の船舶国籍証書、船舶検査証書、一般配置図等 ③他人名義の船舶の場合は傭船契約書の写し等
	車庫	①追加した土地の謄本(土地の全部事項証明書) ②変更後の車庫の付近の見取図及び施設平面図 ③他人名義の土地の場合は施設使用承諾書の原本又は賃貸借契約書の写し
	事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備構造又は規模	※「処分業」及び「収集運搬業の積替え保管」の許可において変更が生じた場合のみの提出となります 担当者に相談してください。
法人	役員等 ・代表者 ・役員 ・政令で定める 使用人 ・法定代理人	①新規役員等の本籍記載の住民票【マイナンバー(個人番号)が未記載のもの】 ②新規役員等の登記されていないことの証明書 ③<登記されている者のみ>医師の診断書等 ^{注)} ④登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ⑤誓約書 ※役員が退任のみの場合は、④のみ添付してください ※役員の変更で定款が変更された場合は定款又は議事録を添付してください
	株主又は出資者 (発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者)	新規株主又は新規出資者が個人の場合： ①本籍記載の住民票【マイナンバー(個人番号)が未記載のもの】 ②登記されていないことの証明書 ③<登記されている者のみ>医師の診断書等 ^{注)} ④誓約書 新規株主又は新規出資者が法人の場合： ①登記事項証明書(履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書でも可) ②誓約書 ※株主の変更で定款が変更された場合は定款又は議事録を添付してください
	会社名(商号)	①定款又は寄附行為 ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	本社(本店)又は事務所の所在地	①変更後の本社(本店)又は事務所の付近の見取図 ②登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
個人	住民票の住所又は事務所の所在地	①変更後の住所又は事務所の付近の見取図 ②本籍記載の住民票

※当該変更の日から10日(法人で変更後の登記事項証明書を添付する必要がある場合は30日)以内に提出すること

注) 医師の診断書について

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証するものを添付してください。